

# 事故防止・安全管理等関係

## 学校における体育活動に伴う事故防止について

昭和50年1月11日 教体第3号

県教育長職務代理者から各地方出張所長

公立学校長宛て通知

学校における体育活動に伴う事故防止については、機会あるごとに適切な指導をお願いしてまいりましたが、最近児童・生徒の体育活動中における死亡事故が発生していることは、まことに痛ましいかぎりであります。

については、体育活動中の事故防止に万全を期するため、下記事項に留意するとともに、別紙参考資料をもとにして職員の共通理解を図り、指導の徹底を期すよう願います。

記

### 1 指導内容

児童・生徒の体力・技能・態度の実態に即応した指導目標を設定し、それとの対応において指導内容を整備すること。特に、運動の質・量の管理に十分留意すること。

### 2 指導計画

教科時体育・体育行事・クラブ活動等の体育活動のための指導計画を再検討すること。特に、耐寒マラソン等の強い運動については、身体の生理学的特性を十分考慮し、長期にわたり無理のない指導が展開されるような配慮をすること。

### 3 指導法

体育指導は、いずれの運動をとりあげても個別化が原則であり、しかも、飛躍した指導は許されない。また、環境条件の変化にも対応した指導が望まれる。

児童・生徒の体力・技能・態度の実態に即応した指導が重要であり、特に、運動実施前の準備運動、運動中にはさむ休息、運動終了後の整理運動については、実施する運動を検討し十分な時間をとり指導すること。

### 4 健康管理

(1) 定期健康診断の結果異常を認められた者については、精密検査を実施し、その実態に応じ運動規制をするなど適切な措置を講ずること。

(2) 日常の健康観察とともに、運動をする場合の事前及び運動中・運動後の健康観察を徹底し、児童・生徒の健康状態を的確に把握し、指導にあたること。

### 5 施設・用具の安全

体育施設・設備・用具の安全管理の徹底を図ること。

### 6 事故対策

(1) 指導にあたっては、事故対策を確立しておくこと。

(2) 事故が発生した場合は、医師の速やかな治療を受けさせるとともに、事後においても適切な指導をすること。

## 【参考資料】

### 1 指導内容について

#### (1) 体力づくりと安全

体力トレーニングでは、運動の質・量の合理的な与え方が、その効果を左右する。質的に高いものを与えたからとか、単に量的に多く与えたから効果的であるとするものではなく、以下の留意点に十分配慮してトレーニングの指導をすすめる必要がある。

ア 発育、発達の著しい児童・生徒のトレーニングは、現実の効果を期待するあまり、児童・生徒の発育阻害をおこすような負荷のかけ方ではなく、よりよく発達をうながすような負荷のかけ方が望ましい。

イ 体力の一つの要素の発達が他の体力要素の発達を抑制するものではなく、かたよりのない体力要素の発達に着目する。

ウ トレーニング効果が十分にあげられ、しかも、なるべく弱い負荷の質・量、なるべく少ない頻度（1週間での取り入れ方）で取り入れる。

エ 各学年の児童・生徒の体力的な発育性に応じ、年間にわたり全面的な体力の向上を目指すようにする。

オ 他人より1回でも多くトレーニングをすれば体力がつくという安易な考え方をなくすようにする。

〔例〕筋力トレーニング～全力2/3の負荷で1日おきに1セットで効果があるという事実に従う。

動的筋力トレーニングでは、繰り返しの回数を一生懸命努力して10回前後にとどめる。

## (2) 技能練習と安全

ア 目標となる技能が確実に、しかも安全に身につけられる指導内容と指導過程をよく理解して技能を計画的・段階的に高めなければならない。

多くの「けが」は、能力を超えた技能を直ちに身につけさせようとして無理な指導をすることから発生している場合が多い。従って各領域の指導全体を通じて、技能の向上及び安全管理の立場から指導法を再検討する必要がある。

〔例〕事故を伴いやすい運動

例えば柔道では、基本動作、特に受身の基礎練習を毎時間の実践で必ず十分練習すること。

また、走り高とびのベリーロールでは、着地の練習を徹底して行うなかで技術を磨くことが大切である。

イ 準備運動・整理運動を指導内容として確実に位置づけ、十分指導する。特に準備運動は単に徒手体操をおこなうだけでなく、3分間ぐらいの全身運動を加えて実施することが望ましい。

また、練習中の休憩時間には、技術向上の補助運動などを積極的に取り入れ、身体の調子を一定に保ち、技能練習が効果的、かつ安全に実施できるように指導することが大切である。

ウ 「けが」の予感がする場合は、その時点で全力の試技を避けるように指導する。特に小学校高学年以上については、そのような理解と指導が望まれる。

エ 使用する施設・設備の安全点検を指導開始前はもとより、指導中も留意することが大切である。(下記4項参照)

## 2 持久走(耐寒マラソン)について

児童・生徒の体育活動中の死亡事故のうち、その約50%がランニング途中あるいは終了後に起きているという事実から、特に耐寒マラソンのように寒冷時に強い運動負荷を経験させる場合には、指導内容や練習のすすめ方を十分検討し、実施する必要がある。

特に、最近の児童・生徒の行動体力や抵抗力は個人差が顕著になっており、運動を実施する場合、見かけの負荷の質や量だけに注目した指導から、すべての生徒に対し生理的負荷を等しくした指導が大切である。

〔例〕5分間走を実施する場合、全員が同じ距離を同じペースで走るのではなく、持久力が高められる強さで、各人が自己の能力に合ったペースで5分間走ることが合理的である。

特に練習成果の発表の場としての競争は、少なくとも、6～8週間、週3回程度の練習を実施した後が望ましい。

## 3 健康管理について

### (1) 健康観察

運動中の死亡事故のうち心臓死は約70%であり、その心臓死のうち約85%は既往症のない者であることから運動を実施する場合の健康観察は非常に重要な意味がある。

教科体育時の指導はもちろん、体育的行事などの実施にあたっては、まず定期健康診断の結果を手がかりとして児童・生徒の身体諸器官の異常や既往症(特に循環機能)などを的確に把握すること、及び児童・生徒の日常生活の生活指導をすることが大切である。

更に、運動実施前のもとより、運動中の健康観察を徹底し、異常を認めた場合は直ちに運動を中止する配慮が肝要である。また、運動終了後の健康状態の確認も必ず実施するようにする。

### (2) 環境負荷と安全

体育指導は、運動と環境の負荷によってその目標を達成しようとするものであり、とかく軽視されがちな環境負荷を積極的に活用することが望まれる。

しかし、生徒の身体的な個人差が拡大の傾向にあり、体育事故の多発につながることから気温湿度などの自然条件に細心の注意を払いながら指導する必要がある。特に転入児童・生徒の扱いや、気温の変化を知り、無理なストレスをかけないように十分配慮することが大切である。

## 4 体育施設・用具の安全管理について

(1) 体育施設・用具の安全については、学校で自作された固定施設を含め現在ある施設・用具を特に使用面から見た安全性の再検討をする必要がある。

(2) 日常の安全点検について、各学校で点検項目を設定し、点検の機会とその方法を定め定期総合点検や日常点検を計画的・総統的に行う必要がある。

(3) 点検の結果や、活動中にその安全性が確保されていないことが判明した場合には、組織的に処理する体制をつくり他の使用者に知らせたり、その状況や程度に応じて調整したりする必要がある。

(4) 運動場や体育館等は、自己及び他の者の安全を保つため、その施設の使用規定や使用法を明ら

かにし、これを児童・生徒が守れるよう、その旨を徹底することが大切である。

#### 5 事故対策（事故発生とその処置）について

事故が発生した場合には、その内容の軽重を問わず、速やかにその処置をしなければならない。まず、事故者の救急処置（養護教諭等による）及び医療機関への移動と、校内関係者・家庭へ適切な連絡をとらなければならない。したがって、校内における事故発生の際の連絡網を確立する必要がある。

次に、事故に対しての正しい事実〔事故発生日時・場所・事故者の氏名・学年・クラス・家庭状況・事故発生の状況（経緯）・事故後の処理〕の確認と指導内容・計画についても示せるようにしておく。

特に事後における保護者への事情説明や関係方面への報告等において大切な資料となることから、冷静に処理しなければならない。

最後に、いずれの事故の場合もその処置を適切にするとともに、保護者に対して、でき得るかぎりの誠意をもって対処する必要がある。

## 体育，スポーツ行事における事故防止について

昭和53年6月23日 教体第88号

県教育長から、各地方出張所長  
各市町村教育委員会教育長  
学校体育団体の長  
社会体育団体の長宛て通知

体育，スポーツ行事における事故防止については、関係各位において十分配慮のうえ実施されていることと存じますが、今なお事故が完全に後を絶ったとは申せません。

については、今後実施される体育，スポーツ行事の安全に関して万全を期するよう下記の事項に留意して行事等を運営されるよう願います。

### 記

#### 1 事前に留意すること。

- (1) 大会運営等のプログラムは適性であるか。  
一日の運動量に無理がないか、休息时间、終了時刻等が適切であるか、検討すること。
- (2) 大会規定やルールは参加者に適当なものであるか。  
事故を未然に防止するために、大会のルールを遵守させることは、絶対に必要なことであり、また大会の主催者は参加者の年齢、能力等の実態に即したルールを制定し、無理のない大会運営のできるよう配慮すること。
- (3) 参加者の健康状況をは握してあるか。  
定期健康診断や大会（スポーツ行事等）前の健康状態（食事、睡眠、疲労状態等）に留意し、その結果に基づいて参加を決定すること。
- (4) 救急医療体制は確立されているか。  
日曜当番医、救急指定病院等の確認、依頼をしておくこと。

#### 2 行事の運営に当たって

- (1) 審判等を担当する者は、ルールの徹底を図るとともに、事故を未然に防止するため、適切な運営に務めること。
- (2) 行事開始前の準備運動等が十分に行われるよう開始前の時間的余裕を考慮すること。
- (3) 施設、設備、用具等の点検を実施し、事故の防止に万全を期すること。

#### 3 事故発生時の処置について

事故が発生した場合には、内容の軽重を問わず速やかに下に挙げるような処置を取ること。

- (1) 慌てずに周囲を落ち着かせはっきりした指示を出すこと。
- (2) 負傷者の観察と訴えの聴取をすること。  
主な観察事項としては、顔色、意識障害等の有無とその程度、大出血の有無、呼吸状態、ショック症状の有無、変形（骨折、脱臼等）の有無、瞳孔散大と左右不同の有無等が挙げられる。
- (3) 症状の適確な判断により救急処置の手順を決定すること。  
ア 止血、救急蘇生法、ショックの予防等の処置をし、医師の来診を待つもの。  
イ 直ちに設備の整った専門病院に受診を手配するもの。  
ウ ある程度の時間的余裕があり、冷湿布や副木固定等の処置後、医療機関に送っていいもの。
- (4) 医療機関、家庭等へは、速やかに連絡するとともに事故の状態等について記録を取っておくこと。

#### 4 その他

- (1) 指導に当たる者は、日常の健康観察を行い、参加者の健康状態や技能、体力の程度を的確には握しておくこと。
- (2) スポーツ傷害保険等への加入について主催者側で検討すること。
- (3) 特に年少者の参加については、保護者の同意書を得るなどの方法を検討すること。

(4) 天候、環境等が急変した場合、行事の中止、変更等、適切な処置を講ずること。

## 学校水泳プールの安全管理について

平成8年6月3日 教体第155号

県教育長から、各地方出張所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、別添のとおり文部省体育局長から通知がありました。

県教育委員会としても、従前から排出口等には堅固な格子蓋や金網を設けて、ボルト等で固定するなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とするなど、その安全管理を期するよう指導の徹底をお願いしてきたところではありますが、平成8年2月の調査によれば、必ずしも安全管理の徹底が図られているとはいえない状況にあります。

については、児童生徒の生命にかかわることなので、平成8年度のプール指導開始までに早急に改善されますよう、下記の内容について貴管下の学校に周知徹底をお願いします。

(別添) 平成8年5月20日 文体体第232号

文部省体育局長から各都道府県知事宛て通知

平成7年12月27日付け7文体体第49号で依頼した「学校水泳プール管理等状況調査」の実施については、格別の御協力をいただき誠にありがとうございました。

この調査等により、各都道府県におかれては、すでに管下の学校水泳プールの管理状況について十分把握されているところと思いますが、調査の集計結果は別添のとおりで、必ずしも安全管理の徹底が図られているとはいえない状況にあり、誠に遺憾であります。

水泳プールの排水口等には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けて、ボルトで固定するなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とするなど、その安全管理に万全を期することが必要であります。

については、児童生徒の生命にかかわることであるので、貴管下の学校法人に対し、平成8年度のプール指導の開始までに改善されるよう下記の内容について周知・徹底及び具体的な指導に万遺漏なきを期していただくとともに、改善状況の十分な把握を図られるようお願いいたします。

記

### 1 排（環）水口について

学校水泳プールの排（環）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、吸い込み防止金具など設置すること。

### 2 安全点検について

プール使用期間中においては、浄化装置等の付属設備を含めて常時安全点検を行うこととし、特に、排（環）水口については十分な点検を行うこと。

### 3 プールの新設及び改築の対応について

プールの新設及び改築に当たっても、上記1及び2が遵守されるよう配慮すること。

## 学校における運動部活動に伴う事故防止について

平成9年10月13日 教体第356号

県教育長から各地方出張所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

運動部の活動は、学校教育活動の一環として、児童生徒の心身の健全な発達を促し、日常の活動を通して体力や運動能力の向上個性の伸長を図ると同時に健康の保持・増進、自己の身体や健康に関する安全・衛生などの知識・理解を深め、自主性、責任感、協調性等の望ましい生活態度の育成を目指

して、貴職を始め教職員各位の協力と指導により日々積極的に実施されております。関東中学校体育大会や関東高等学校体育大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会、盲聾養護学校体育大会等における本県中・高校生の活躍につきましては、優秀な成績を収めており、日ごろの御尽力の賜と感謝申し上げます。

しかしながら今年に入り、運動部活動中における死亡事故（別紙1）が相次いで発生いたしましたことは、誠に痛ましいかぎりであります。

については、学校における運動部活動中の事故防止に万全を期するため下記事項に留意するとともに、「学校における運動部活動の指導について」（別紙2）を参照の上貴管下の教職員に対し共通理解を図り、指導の徹底を期するとともに運動部活動が一層適正に行われますようご指導の程お願いします。

記

#### 1 指導法

- (1) 体育指導は、いずれの運動を取り上げても個別化が原則であり、しかも飛躍した指導は許されない。また、環境条件の変化に対する指導が大切である。
- (2) 児童生徒の体力・技能・態度等の実態に即応した指導が重要であり、特に、運動実施前の準備運動、運動中に挟む休息、運動終了後の整理運動については、実施する運動を検討し十分な時間をとり指導すること。

#### 2 健康管理

- (1) 日常の健康観察とともに、運動をする場合は事前及び運動中・運動後の健康観察を徹底し、児童生徒の健康状態を的確に把握し、指導にあたること。
- (2) 定期健康診断の結果、異常を認められたものについては、精密検査を実施しその実態に応じ運動規制をするなど適切な措置を講ずること。

#### 3 施設・用具の安全

体育施設・設備・用具の安全点検の徹底を図ること。

#### 4 事故防止

- (1) 指導にあたっては、事故対策を確立しておくこと。
- (2) 事故が発生した場合は、医師の速やかな治療を受けさせるとともに、事故においても適切な指導をすること。

「学校における体育活動に伴う事故防止について（昭和50. 1. 11教体第3号）」より抜粋

※別紙 1, 別紙 2省略

### 学校に設置している遊具での事故について

平成13年7月18日 教保第285号

県教育庁学校指導部学校保健課長から  
各市町村教育委員会教育長宛て通知

このことについて、平成13年7月12日付け13初幼教第6号により、別添写しのとおり依頼がありましたので、安全指導・管理につきまして貴管下各幼稚園、小学校、養護学校に対し指導願います。

また、設置状況を把握するため、下記により調査の上、8月3日までに別紙にて御回答願います。

記

1 調査基準日 平成13年5月1日

2 調査内容 貴管下の公立幼稚園、公立小学校、市立養護学校（市立養護学校は、千葉市、船橋市、市川市が対象）における箱ブランコの設置状況

#### 3 その他

- (1) 学校数については、学校基本調査との整合性をとること。  
分校（園）については、合計に含め（ ）を用いて、内数で記載すること。  
（例）5校（園）の本校、1校（園）の分校（園）が有る場合は 6（1）
- (2) 箱ブランコには、ゆりかご式ブランコ、舟形ブランコを含む。詳細については、別添の（参考）を参照のこと。
- (3) 平成13年5月1日においては設置されており、現在撤去されている場合（撤去予定を含む）は、設置学校数および設置延べ台数にはカウントし、備考欄にはその旨記載すること。

(例) 設置延べ台数が10台で、6月1日に1台撤去 6月21日に2台撤去 8月31日に1台撤去予定の場合は、備考欄に 10台のうち6月21日までに3台撤去、8月31日に1台撤去予定と記載すること。

- (4) 幼稚園において、現在休園している場合はその旨を備考欄に記載する。
- (5) 回答はファクシミリ可とする。

(別添) 平成13年7月12日 13初幼教第6号

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長，同初等中等局幼児教育課長，同特別支援教育課長，同スポーツ・青少年局学校健康教育課長から附属学校を置く各国立大学事務局長，国立久里浜養護学校事務長，各都道府県私立学校主管課長，各都道府県教育委員会施設主管課長，同学校安全主管課長宛て依頼

従来より学校に設置している遊具の安全な使用については、種々ご配慮いただいているところですが、近年、公園等に設置されている遊具での事故が報告されております。また、幼稚園に設置されていた舟形の箱ブランコについても、本年1月に死亡事故が発生しております。

つきましては、学校に設置されている遊具での事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いします。特に、揺れ、回転、滑降を伴うものについては、扱い方によっては危険が生じやすいので、十分注意していただくようお願いします。

なお、都道府県私立学校主管課長にあっては貴管下の私立学校に対し、都道府県教育委員会施設主管課長及び学校安全主管課長にあっては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

また、小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園における箱ブランコの設置状況について把握したいので、別紙様式により調査の上、8月15日(水)までに初等中等教育局幼児教育課長あてご報告いただきますようお願いします。

## 運動部活動中の熱中症の対策について

平成14年8月7日 教体第252号

県教育庁生涯学習部体育課長から  
各地方出張所長、各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

日ごろから、運動部活動の運営について格別の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、このところの高温(暑熱)により運動部活動中の熱中症による被害が報告されております。

つきましては、平成14年7月5日付け教保第240号(夏季における児童生徒の健康管理について)で通知しました内容と併せ、運動部活動の実施にあたり、下記事項に留意して御指導いただき、夏季における児童生徒の熱中症の予防について、なお一層の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の体力・技能等の実態に即し、計画的な指導を行う。
- 2 日常の健康観察とともに、高温(暑熱)下での活動は、児童生徒の健康状態(睡眠・食事・疲労具合等)を的確に把握し、適切な休憩時間等を確保する。
- 3 運動部活動中の水分摂取は、1回が50~200mlで、約10~15℃に冷やした理想的スポーツ飲料(血清の1/3から1/5の濃度で、塩分、糖分、水溶性ビタミンなどが適量入っているもの)を30分~60分に一度ずつは摂取する。
- 4 休憩は、日陰で通気がよく、気持ちのよい場所で、冷やしたタオルや冷水などで、酷使した箇所を冷やす。

## 学校施設の安全管理の徹底について

平成16年1月15日 教保第497号

県教育庁教育振興部学校保健課長から  
各市町村教育委員会安全主管課長宛て依頼

学校における安全教育及び安全管理につきましては、日ごろから格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、去る1月13日、静岡県静岡市立中学校で、突風により倒れたサッカーゴールに直撃され、生徒が死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。サッカーゴールは地面に固定されていなかったと報道されています。

つきましては、同様の事故の発生を防止するため、「学校保健安全計画」「学校安全点検表」等にもとづく学校施設の定期点検の実施と日常の安全管理の一層の徹底に取り組まれるようご指導いただきたくお願いいたします。

## 学校に設置している遊具の安全確保について

平成16年4月9日 教保第23号

県教育庁教育振興部学校保健課長から  
各市町村教育委員会教育長宛て依頼

本年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという事故が発生し、別添写しのとおり、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課、初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課、スポーツ・青少年局学校健康教育課から連絡がありました。

学校施設の安全管理については、平成16年4月6日付け学保第11号で通知したところですが、別添写しも参考にして、今一度、学校に設置している遊具の安全点検を行うとともに、点検方法の確認を行うよう、貴管下幼稚園、学校へのご指導をお願いいたします。

(別添)

平成16年4月5日 事務連絡

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課  
スポーツ・青少年局学校健康教育課から  
各都道府県教育委員会施設主管課  
各都道府県教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人事務局宛て通知

本年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという事故が発生し、別添のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長名で各都道府県都市公園主務部長等に対し、「公共住宅敷地内の遊具の安全確保について」が通知されました。

学校に設置している遊具については、従来より、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、これを機に、学校に設置している遊具の安全を今一度点検下さるようお願いいたします。

都道府県私立学校主管課にあつては貴管下の私立学校を設置する学校法人に対し、都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

## 夏季における児童生徒の健康管理について

平成17年6月3日 教保第168号

県教育庁教育振興部学校保健課長から  
各県立学校長  
各市町村教育委員会教育長

## 各教育事務所長宛て通知

このことについて、夏季になり高温（暑熱）・多湿環境下での熱中症等の被害が心配されます。つきましては、下記の内容に留意いただき、児童生徒の健康管理について、夏季休業前に御指導をお願いします。

### 記

#### 1 「熱中症」の症状について

##### (1) 熱中症とは

高温（暑熱）・多湿環境下により起こる身体の適応障害の総称。  
めまい、頭痛、吐き気、意識障害等の症状が見られる。

##### (2) 主な熱中症

日射病・・・直射日光下の長時間の起立・運動・遊び等で発生し、体温は正常またはやや低下する。頭痛・めまい・一過性意識障害が起こるとともに、血圧低下と頻脈をきたす。

熱射病・・・高温多湿下での長時間労働や過度の運動により発生し、体温は40℃以上になり、意識障害、皮膚の紅潮と発汗停止等の症状がある。全身の臓器不全を起こし死亡することもある。

#### 2 「熱中症」の予防について

(1) 高温（暑熱）・多湿環境下での活動を実施する場合、事前の健康観察を十分に行う。

(2) 予防的（計画的）な水分摂取と休憩を確保する。

(3) 運動中の水分摂取は、1回が50～200mlで、約10～15℃に冷やした水やスポーツ飲料（あるいは0.2％程度の食塩水）等を30～60分に1度ずつは摂取する。

(4) 休憩は、

ア 活動場所、活動時間、活動内容及び体力に応じて、適切に設け心身を休める。

イ 日陰で通気がよく、気持ちのよい場所で、冷やしたタオルや冷水などで、酷使した身体箇所を冷やす。

(5) 心身に不調を感じたら、自分から申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

#### 3 「熱中症」の応急処置について

##### (1) 急を要する場合の処置

意識が回復しない、応答が鈍い、言動がおかしいなどの症状がある場合は、直ちに救急車を要請し、応急処置をする。

##### (2) 応急処置

###### ア 休息

(ア) 涼しいところで、頭を低くして休ませる。

(イ) 衣服をゆるめる、必要に応じて脱がせ、体を冷却しやすい状態にする。

###### イ 冷却・水分補給

(ア) 頸部や脇の下、足の付け根などの動脈を2～3カ所ずつ約5～10分交代で冷やす。

(イ) スポーツ飲料（あるいは0.2％程度の塩水）を1～5口ずつ、無理をさせずに飲ませる。  
（熱けいれんを起こしているときは、0.9％の食塩水）

その間に医療機関受診の手段を取る。

#### 4 参考資料

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

文部科学省 日本体育・学校健康センター 平成15年6月30日発行

※独立行政法人日本スポーツ振興センター（<http://www.naash.go.jp>）のホームページよりダウンロードできます。

## 児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について

平成17年10月28日 教保第430号

県教育委員会教育長から各教育事務所長

県立学校長、各市町村教育委員会教育長宛て通知

児童生徒の安全につきまして、日ごろ格別の御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、学校は、児童生徒の教育活動の場として、最も安全でなければなりません。

しかし、今年に入り、校舎からの転落や部活動・校外実習中の死亡など、学校管理下における重大



な事故が相次いで起きております。

児童生徒の安全確保を図るためには、安全教育と安全管理の両面が相互の機能を発揮しつつ、一体となって推進することが重要です。

県教育委員会として、これらの重大事故の要因を分析するとともに、児童生徒の学校生活などにおける行動上の危険性を早期に発見し、速やかに除去することが必要であると考えております。

各学校におきましては、学校の実情を踏まえ、当面は下記の点に留意いただき、教職員の共通理解のもとに、児童生徒の事故防止に努めるようお願いいたします。

記

- 1 学校の施設・設備の安全点検の徹底と、危険箇所や立入禁止箇所を明示すること。
- 2 部活動は無理のない指導計画のもと、児童生徒への十分な健康管理と健康管理を実施すること。
- 3 修学旅行や校外実習では、実地踏査などによる事前の検討と、参加者の健康や安全を最優先に考えた計画を立案すること。
- 4 児童生徒の実態に応じて、危険を予測し安全に行動できる能力を培うために、学級活動や関連教科等での安全教育を継続的に実施すること。

## 学校管理下における事故防止の徹底について

平成18年3月3日 教職第494号

教保第597号

県教育委員会教育長から各教育事務所長

各県立学校長宛て通知

このことについて、平成17年10月28日付け教保第430号により通知したところですが、このたび、児童生徒の事故防止の徹底を図るため、別添のとおり学校事故防止チェックシート（例）を作成しました。

については、各学校において、学校管理下における事故について、下記によりチェックシートを活用し、学校事故防止に一層努めるようお願いいたします。

記

### 1 チェックシートの作成

別添1は、事故防止のための事前チェック用のシートであり、別添2から別添7は、事故が発生した場合の事故原因究明用のシートである。なお、別添5から別添7は、盲・聾・養護学校を対象としたものである。

各学校においては、これらのチェックシート（例）を参考にして学校独自のチェックシートを作成すること。

### 2 チェックシートの活用

作成したチェックシートは、別添1については、学校行事の実施前に安全点検用として使用するとともに、行事实施後の自己評価としても活用し、安全管理の向上に努めること。

別添2から別添7については、学校事故が発生した場合に、それぞれの場面に応じて適当なチェックシートを用いて事故原因を究明するとともに、その結果について、県教育委員会への事故報告書に添付すること。

### 3 担当課

チェックシートの作成については、次の課が担当するので、必要に応じて相談すること。

- (1) 学校行事、授業中の事故・・・指導課（教育課程室）
- (2) 部活動中の事故・・・体育課（学校体育室）、指導課（教育課程室）
- (3) 盲・聾・養護学校の事故・・・特別支援教育課（障害児教育班）
- (4) その他の事故・・・教職員課（管理室）

※別添 学校事故チェックシート省略

## 水泳プールの安全確保について

平成18年8月8日 教体第245号

県教育長から各教育事務所長

各市町村教育委員会教育長  
各公立高等学校長、各公立盲・聾・養護学校長  
県高等学校体育連盟会長  
県小中学校体育連盟会長  
県水泳連盟会長  
県盲聾養護学校体育連盟会長  
国際総合水泳場指定管理者宛て通知

水泳等の事故防止については、平成18年8月7日付け教体第244号により、プールの①排（環）水口の蓋の固定及び②吸い込み防止金具についても確実に措置を講ずるようお願いしたところですが、

この度さらに、このことについて別添写しのとおり、平成18年8月7日付け18文科ス第197号にて文部科学省スポーツ・青少年局長から通知がありました。

ついては、別添通知文のとおり、「必要な構造（蓋の固定及び吸い込み防止金具の設置）となっていないプールについて、安全確保のための構造の改善が講じられるまでの間、プールの使用を中止」されるよう養成いたします。

なお、貴管内の各市町村教育委員会に対し、別途通知したことを申し添えます。

（別添） 平成18年8月7日 18文科ス第197号

文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国立高等専門学校長宛て依頼

水泳プール安全確保については、平成18年8月1日付け18文科ス第187号により、水泳プールの施設・設備について、平成18年5月29日付け18文科ス第100号の趣旨をふまえ、安全点検及び確認を実施するとともに、排（環）水口の状況についての確認結果の報告をお願いしたところですが、

現在、報告結果について集計中ではありますが、これまでの報告によると、学校内外のプールにおいて、排（環）水口の蓋が固定されていないものや、吸い込み防止金具が設置されていないものがあることが判明しています。

ついては、水泳プールの安全確認について万全を期すため、各プールの設置者及び管理者におかれましては、上記平成18年5月29日付け通知に照らし必要な構造（蓋の固定及び吸い込み防止金具の設置）となっていないプールについて、安全確保のための構造の改善が講じられるまでの間、プールの使用を中止されるよう要請いたします。（ただし、それに替わる安全確保のための応急措置がとられた場合を除きます）。

また、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管の学校に対してこの通知を周知されるよう願います。また、各都道府県知事部局におかれては、市町村部局を含め、関係機関等に対してこの通知を参考に供するよう願います。

あわせて、上記平成18年5月29日付け通知の中では、監視員の配置等の安全確保措置をとるようお願いしてありますが、今後とも安全確保に万全を期するよう、改めて確認願います。

なお、後日、改めて、本通知を受けて講じられた安全対策について、報告を求めることとしておりますので、御協力願います。

## プールにおける安全確保のための緊急アピールについて

平成18年8月18日 教体第262号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立高等学校長  
各県立盲・聾・養護学校長宛て通知

プールにおける安全確保について、別添写しのとおり、平成18年8月11日付け18文科ス第201号により文部科学省スポーツ・青少年局長から通知がありました。

ついては、各管理者におかれましては別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくようお願いいたします。

また、休止中につき自主点検を行っていないプールについては、今後の使用の見込みの有無にかか

ならず、排（環）水口の蓋の固定及び吸い込み防止金具の設置が確認できない旨を、施設の入り口等に掲示していただくようお願いします。

なお、貴管内の各市町村教育委員会に対し、別途通知したことを申し添えます。

(別添) 平成18年8月11日 18文科ス第201号  
文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県知事  
文部科学省関係各独立行政法人の長  
各国立大学法人学長、各大学共同利用機関法人機構長  
文部科学省所轄各学校法人理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役宛て通知

今夏、水泳プールにおいて、施設の設置・管理における安全確保の不備等による事故が発生したことに鑑み、昨日、「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」（平成18年8月9日設置）において、「プールにおける安全確保のための緊急アピール」（以下「緊急アピール」という。）（別添1）を申し合わせました。

つきましては、別添1中の「プールの安全確保のための緊急自主点検について」の趣旨を了解の上、各プールの管理者の責任において緊急に自主点検を行っていただき、その結果を施設の入口等に掲示していただくよう願います。なお、その際、別添2「水泳プールの安全管理について（依頼）」（平成18年8月1日付け18文科ス187号）をお送りしていた機関については、それに基づく安全点検及び確認の結果等を踏まえていただくよう願います。本事務連絡を受けてとられた対応等については、後日、報告をいただく予定ですのでよろしく願います。報告内容等については、おって御連絡いたします。

あわせて、別添3を参照に、本事務連絡を関係機関等に広く周知していただくよう願います。

また、本事務連絡と同旨の通知が、本件の関係省庁より届くことがあることを申し添えます。

従前の別添4の「水泳等の事故防止について（通知）」（平成18年5月29日付け18文科ス第100号）等の通知については、引き続き、その趣旨を徹底し、水泳プールの安全確保について万全を期していただくよう願います。

(別添1) 平成18年8月10日  
プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくよう願います。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のため、積極的に対応していただくよう御協力を御願います。

(別添2) 平成18年8月1日 18文科ス第187号  
文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国立高等専門学校長宛て依頼

【前掲につき省略】

(別添3)  
【調査用紙につき省略】

(別添4) 平成18年5月29日 18文科ス第100号

文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県教育委員会教育長，各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国立高等専門学校長宛て通知

【前掲につき省略】

## 学校事故防止チェックシートの活用について

平成19年3月28日 教職第585号

教保第649号

県教育委員会教育長から各教育事務所長

各県立学校長宛て通知

学校事故防止チェックシートについては、平成18年3月3日付け教職第494号、教保597号にて、作成と活用を求めたところです。今年度、重大事故の発生件数は減少したものの、残念ながら根絶までにはいたっておりません。

このたび、学校事故防止チェックシート（参考例）の内容を変更するとともに、その活用についても改訂しました。各県立学校におきましては、下記の点に配慮し、学校事故の防止に向け、努められますようお願いいたします。

### 記

#### 1 チェックシートの変更

昨年度添付したのものから「確認」欄を削除し「×の場合の具体的内容」の欄を変更して「具体的内容」欄としましたので、御留意ください。

※「具体的内容」欄は、事故の原因となる改善すべき項目の内容だけではなく、事故を防止する為に、留意して取り組んできた項目の内容についても記載する欄として位置づけたものです。

#### 2 チェックシートの活用

(1) チェックシートは、事故発生後だけに用いるのではなく、教育活動の様々な場面で事故防止の留意点を想起させるものとしても位置付けられます。職員に周知し、年間計画立案時や、普段の教育活動での事故防止上の留意点として位置付け、チェックシートの活用に努めること。

(2) 別添フロー図を参考に担当課と連携して原因究明を行い、その結果について事故報告書に添付すること。

(3) 軽微な事故については、チェックシートの提出は必要としない。

事故防止チェックシート（スクールバスの事故）

学校名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No	チェック項目	具体的内容
1	○事前の計画について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行コースの安全確認。</li> <li>・児童生徒の実態に合ったスクールバスの利用。</li> <li>・児童生徒乗車時の個別の配慮等についての職員間の共通理解。</li> <li>・安全な運行のための職員研修。</li> </ul>	
	○実施時の指導について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく時間、コースの運行。</li> <li>・児童生徒の健康状態の把握。</li> <li>・児童生徒が安全に乗降するための配慮。</li> <li>・児童生徒の乗車位置や姿勢の配慮。</li> <li>・乗車中の児童生徒に対する安全指導。</li> </ul>	
3	○家庭との連携について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時等の対応についての事前の話し合い。</li> <li>・引受け、引渡し時の児童生徒の健康状態等の確認。</li> <li>・スクールバスの遅れや運行中止等の速やかな連絡。</li> </ul>	
4	○事故発生時の対応について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル等の作成。</li> <li>・速やかな養護教諭（学校）との連携。</li> <li>・適切な応急処置。</li> <li>・速やかな救急車の要請。</li> <li>・速やかな医師の受診。</li> <li>・速やかな管理職（教育委員会）への報告。</li> <li>・速やかな関係機関（警察等）への連絡。</li> <li>・速やかな保護者への連絡。</li> <li>・当事者以外の児童生徒への対応。</li> </ul>	

事故防止チェックシート（自力通学中の事故）

学校名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No	チェック項目	具体的内容
1	○事前の指導計画について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行期間の設定。</li> <li>・保護者との話し合いと了解。</li> <li>・校内検討委員会の設置と検討。</li> <li>・児童生徒の実態に合った通学手段や経路。</li> <li>・通学経路の安全確認、危険箇所の把握と対策。</li> </ul>	
2	○実施時の指導について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による通学経路や通学状況の確認。</li> <li>・児童生徒への安全指導及び通学指導の実施。</li> <li>・児童生徒の健康状態の確認。</li> </ul>	
3	○家庭との連携について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時等の対応についての事前の話し合い。</li> <li>・登下校時間の変更等の連絡。</li> <li>・児童生徒の健康状態等の連絡。</li> </ul>	
4	○事故発生時の対応について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル等の作成。</li> <li>・適切な応急処置（現場の掌握や捜索）</li> <li>・速やかな救急車の要請。</li> <li>・速やかな医師の受診。</li> <li>・速やかな管理職（教育委員会）への報告。</li> <li>・速やかな関係機関（警察等）への連絡。</li> <li>・速やかな保護者への連絡。</li> </ul>	

事故防止チェックシート（学校行事での事故）

学校名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No	チェック項目	具体的内容
1	○事前の指導計画について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全面に配慮した適切な指導計画の作成。</li> <li>・必要に応じた保険加入。</li> <li>・教育委員会、関係機関等への必要な届出。</li> <li>・全職員の間で共通理解、組織的な運営・指導体制。</li> <li>・児童生徒の知識・技能・体力・態度の実態に即応した適切な活動内容。</li> <li>・個に応じた適切な行事の内容や回数。</li> <li>・行事の内容の保護者への事前周知、参加できない児童生徒の状況把握。</li> <li>・事前の準備における児童生徒一人一人の参加意識や態度の把握。</li> <li>・職員の救急法などの受講。</li> </ul>	
2	○実施時の指導について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全指導の周知・徹底。</li> <li>・実施前の施設・設備・用具等の安全確認。</li> <li>・休憩時間中の活動状況の把握。</li> <li>・当日の参加児童生徒の健康状態・活動状況の把握。</li> <li>・当日の気象状況等の把握。</li> </ul>	
3	○事故発生時の対応について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル等の作成。</li> <li>・事故現場への職員の臨場。</li> <li>・速やかな養護教諭（学校）との連携。</li> <li>・適切な応急措置。</li> <li>・速やかな救急車の要請。</li> <li>・速やかな医師の受診。</li> <li>・速やかな管理職（教育委員会）への報告。</li> <li>・速やかな関係機関（警察等）への連絡。</li> <li>・速やかな保護者への連絡。</li> <li>・当事者以外の児童生徒への対応。</li> </ul>	

事故防止チェックシート（授業中の事故）

学校名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No	チェック項目	具体的内容
1	○事前の指導計画について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な年間指導計画の作成。</li> <li>・児童生徒の知識・技能・体力・態度の実態に即応した適切な活動内容。</li> <li>・個に応じた適切な実験・実習の質・回数。</li> <li>・施設・設備・備品等危険箇所の点検、補修の確認。</li> <li>・薬品の台帳の整理や転倒防止などの適正な保管・管理。</li> <li>・用具、器具の収納や不用品の処分等の工夫。</li> <li>・職員の救急法などの受講。</li> </ul>	
2	○実施時の指導について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間指導計画に基づいた活動の実施。</li> <li>・実験・実習に関する教師の知識・技能の十分な習得。</li> <li>・事前の安全確認。</li> <li>・児童生徒への安全指導の周知・徹底。</li> <li>・授業開始前の児童生徒の健康状態等の確認。</li> </ul>	
3	○事故発生時の対応について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル等の作成。</li> <li>・事故現場への職員の臨場。</li> <li>・速やかな養護教諭（学校）との連携。</li> <li>・適切な応急措置。</li> <li>・速やかな救急車の要請。</li> <li>・速やかな医師の受診。</li> <li>・速やかな管理職（教育委員会）への報告。</li> <li>・速やかな関係機関（警察等）への連絡。</li> <li>・速やかな保護者への連絡。</li> <li>・当事者以外の児童生徒への対応。</li> </ul>	

事故防止チェックシート（体育授業・部活動中の事故）

学校名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No	チェック項目	具体的内容
1	○年間計画について ・年間計画の適切な作成。 ・年間計画に基づく活動の実施。 ・保護者や関係者等への周知、連絡。 ・職員の救急法などの受講。	
	○活動内容について ・児童生徒の体力・運動能力・技能・知識・態度の実態に即応した適切な活動内容。 ・個に応じた適切な運動の質・量。 ・適切な運動前の準備運動、適切な運動終了時の整理運動。 ・天候等に配慮した適切な水分補給、休憩、換気、保温。 ・配慮が必要な児童生徒の個々の計画の準備。	
3	○健康確認について ・定期健康診断の受診。 ・異常等の適切な把握。 ・日常の健康観察の実施。 ・活動開始時及び終了時の健康観察。 ・健康上配慮すべき児童生徒の職員への周知。	
	○施設の安全について ・適切な体育施設・備品・用具の安全管理。 ・体育施設・備品・用具の安全な利用についての規定の整備。 ・適切な使用方法の指導。 ・活動場所と用器具等の安全確認。	
5	○事故発生時の対応について ・マニュアル等の作成。 ・事故現場への職員の臨場。 ・速やかな養護教諭（学校）との連携。 ・適切な応急措置。 ・速やかな救急車の要請。 ・速やかな医師の受診。 ・速やかな管理職（教育委員会）への報告。 ・速やかな関係機関（警察等）への連絡。 ・速やかな保護者への連絡。 ・当事者以外の児童生徒への対応。	
	○その他（参考となること） ・活動日誌 ・合宿計画 ・遠征計画 ・AED配備 ・心肺蘇生法の研修 等	

**運動部活動中の事故防止の一層の徹底について**

平成19年7月19日 教体227号  
 県教育庁教育振興部体育課から各教育事務所長  
 各県立学校長、各市立高等学校長  
 各市町村教育委員会教育長宛て通知

本日午後、県立高等学校の自転車競技部の生徒2名が練習中死亡するという痛ましい事故が発生しました。

運動部活動中の事故防止については、これまでも研修会や下記の通知等により、指導の徹底を求めてきたところですが、このたびの重大事故の発生にともない、改めて、事故防止のための運動部活動の指導計画の点検等生徒の安全確保について、全職員に指導の徹底を図るようお願いします。

なお、終業式等において生徒への注意喚起も併せて行うようお願いします。

記

- 1 平成9年10月13日付け教体第356号「学校における運動部活動に伴う事故防止について」
- 2 平成18年3月3日付け教職第494号、教保第597号「学校管理下における事故防止の徹底について」
- 3 平成19年3月28日付け教職第585号、教保第649号「学校事故防止チェックシートの活用について」

## 児童生徒の校外活動における交通事故等の防止について

平成20年1月10日 教職第5435号  
学保第5251号

県教育委員会教育長から県立学校長宛て通知

児童生徒の安全については、平素から各学校において適切な対応をお願いしているところですが、昨年12月26日に、県立高校において、部活動の練習試合に教職員が生徒を引率した際、生徒を自家用車に同乗させ、交通事故に遭遇し、生徒が負傷するという事故が発生しました。

部活動等で校外で活動する場合は、下記の事項に十分留意し、教職員の共通理解のもと、事故防止に努めるようお願いします。

### 記

- 1 児童生徒の校外活動については、安全に行われるよう配慮し、行き帰りを含め、交通事故の防止について十分留意すること。
- 2 児童生徒の会場等への移送については、原則として公共の交通機関を利用することとし、バス等により児童生徒を移送する場合は、旅客運送無免許バス（いわゆる白バス）を利用しないこと。
- 3 会場が比較的近いなど、児童生徒自身が自転車等を使って移動する場合は、交通危険箇所等についてあらかじめ学校が把握し、交通事故に遭うことのないよう、児童生徒に周知及び指導すること。
- 4 教職員が自家用車で移動する場合は、安全運転について留意するとともに、原則として児童生徒を同乗させないこと。

## 学校における自然体験活動の安全な実施及び青少年教育施設における安全管理の徹底について

平成22年6月23日 教生第369号 教指第692号  
教特第249号 教安第344号  
教体第400号

県教育長から各教育事務所長

各市町村教育委員会教育長、各公立高等学校長、各公立特別支援学校長、

県立千葉中学校長、関係市社会体育主管部長（八千代市、市川市、佐倉市）

県高等学校体育連盟会長、県小中学校体育連盟会長

県水泳連盟会長・県特別支援学校体育連盟会長

千葉県国際総合水泳場宛て通知

このことについて、平成22年6月21日付け22文科ス第476号で、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり通知がありました。

については、校外行事における体験活動の実施に当たっては通知の趣旨を踏まえるとともに、活動の内容を精査し、特に気象状況等に十分に注意して天候その他の異変の際は予定を変更して臨機応変の措置をとるなど、学校として講ずべき安全対策を徹底し、事故防止に万全を期すようお願いします。

なお、市立高等学校及び市立特別支援学校には通知してあることを御承知おきください。

平成22年6月21日 教生第362号  
県教育庁教育振興部生涯学習課長から  
各県立青少年教育施設長宛て通知

このことについて、平成22年6月18日に、静岡県立三ヶ日青年の家で発生した事故については、既に電話で注意を喚起したところですが、各施設おきましては下記について安全点検を徹底し、事故防止に万全を期すようお願いします。

### 記

- 1 実施事業及び施設整備に関する安全点検を至急行うこと。
- 2 体験プログラムの実施に当たっては、自然条件、気象条件を踏まえて、適切な判断を組織の責任者がすること。
- 3 事故対応等、危機管理マニュアルの徹底を図ること。
- 4 利用団体と事故防止のための確認を徹底すること。
- 5 その他事故防止に必要なこと。

(別添)

平成22年6月21日 22文科ス第476号

文部科学省初等中等教育局長  
文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
付属学校を置く各国立大学法人学長宛て通知

標記のことについては、各設置者、学校及び施設において格段の御尽力をいただいているところですが、このたび、青少年教育施設において、中学校の学校行事中のカッター訓練中に、生徒が死亡するという事故が発生しました。

自然体験活動は、心身ともに健全な青少年を育成するため、極めて有意義なものでありますが、同時に事故防止に努めることは当然であります。

つきましては、管下の学校に対して「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」(昭和43年10月2日付け文初中第450号文部省初等中等教育局長通達)等の趣旨を踏まえ、気象状況等に十分注意し、天候その他の異変の際は予定を変更するなど臨機応変の措置をとるなどして、より一層の安全確保に努めるよう周知していただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

あわせて、管下の青少年教育施設に対しても、活動中の事故を未然に防ぐよう安全管理の徹底について指導するとともに、関係機関及び関係団体の協力の下、実情に即した措置をとられるよう格別の御配慮をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対しても周知されるようお願いいたします。

## 学校等の柔道における安全指導について

平成22年7月23日 教体第510号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
関係市社会体育主管部長、各公立高等学校長  
各県立特別支援学校長、県立千葉中学校長  
県柔道連盟会長、県小中学校体育連盟会長  
県水泳連盟会長・県特別支援学校体育連盟会長  
千葉県国際総合水泳場長宛て通知

このことについて、別添写しのとおり平成22年7月14日付け22ス企体第7号にて文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長及び生涯スポーツ課長より依頼がありました。

ついては、依頼分の趣旨を十分ふまえ、柔道に係る事故の防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるとともに、指導者に係る資質の向上に御配慮願います。

なお、貴管内の各市町村教育委員会に対し、別途依頼したことを申し添えます。

(別添)

平成22年7月14日 22ス企体第7号

文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長  
生涯スポーツ課長から  
各国公立大学担当課長  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長  
各国公立高等専門学校担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長  
各都道府県・指定都市生涯スポーツ主管課長  
小中高等学校を設置する各学校設置会社の  
学校体育担当課長  
財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団本部長  
財団法人全国高等学校体育連盟会長  
財団法人日本中学校体育連盟会長宛て通知

学校等の柔道における事故防止については、日頃より格別のご配慮をいただいているところで



が、柔道に係る事故が続いて発生したことは誠に遺憾であります。

については、柔道の安全指導を徹底するため、財団法人全日本柔道連盟が作成している安全対策の手引き「柔道の安全指導」等を参考にするとともに、特に下記の点に留意して、柔道の部活動や授業及び民間の柔道教室等における柔道に係る事故の防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるようお願いいたします。また、学校や民間の柔道教室等の柔道の指導者に係る資質の向上に引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては域内の市区町村及び所管の私立学校等に対して、財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団におかれましては都道府県スポーツ少年団に対して、財団法人全国高等学校体育連盟におかれましては都道府県高等学校体育連盟に対して、財団法人日本中学校体育連盟におかれましては都道府県中学校体育連盟に対して、本件の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

#### 記

- (1) 指導の前に児童生徒等の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること。また、児童生徒が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。
- (2) 指導にあたっては、児童生徒等の技能の段階に応じた指導とすること。特に、初心者には、受け身を安全にできるよう指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分な配慮を行うこと。
- (3) 施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (4) 事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。

※財団法人全日本柔道連盟が作成している安全対策の手引き「柔道の安全指導」については、同連盟のホームページ (<http://www.judo.or.jp/data/docs/print-shidou.pdf>) からダウンロードできます。また、文部科学省のホームページ (スポーツ>子どもの体力向上>学校体育の充実) からアクセスできます。

## プールの安全確保に係る周知徹底等について

平成22年8月11日 教体第580号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
関係市社会体育主管部長、各公立高等学校長  
各県立特別支援学校長、県立千葉中学校長  
県高等学校体育連盟会長  
県小中学校体育連盟会長  
県水泳連盟会長・県特別支援学校体育連盟会長  
千葉県国際総合水泳場長宛て通知

このことについて、別添写しのとおり平成22年8月6日付け22文科ス第585号にて文部科学省スポーツ・青少年局長から通知がありました。

については、通知文の趣旨を十分ふまえ、プールの安全確保に係る周知徹底等について適切に指導願います。

なお、各公立高等学校、各公立特別支援学校並びに各市町村教育委員会には別途通知しましたことを申し添えます。

(別添)

平成22年8月6日 22文科ス第585号

文部科学省スポーツ・青少年局長から  
各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県知事・指定都市市長  
各国公私立大学長、各国公私立高等専門学長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の理事長

各学校設置会社の代表取締役  
各文部科学省独立行政法人の長  
各大学共同利用機関法人機構長、  
日本私立学校振興・共催事業団理事長宛て通知

先般、愛媛県今治市の温泉保養館にて、排（環）水口における二重構造の安全対策が施されていなかったプールでの事故が発生しました。これを受けて、消費者安全情報情報総括官会議の幹事会において、「プールの安全確保に係る周知徹底等について」申合わせを行ったところです。（別紙 略）

これを踏まえ、プールの設置管理者におかれましては別紙2の自主点検表を活用するなど、プールの安全確保のための積極的な対応をお願いします。（別紙2 略）

自主点検等の結果、「プールの安全標準指針」（平成19年3月29日文部科学省・国土交通省策定）に照らして不備があれば、直ちにプールの安全確保その他の適切な措置を講じていただくとともに、当該状況について速やかに以下の担当までご連絡をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所管の学校及び学校法人並びに市区町村長に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して周知されるようお願いいたします。

（※）「プールの安全標準指針」については、文部科学省のホームページ（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/03/07040303/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07040303/001.pdf)）からダウンロードできます。

## 中学校保健体育における武道指導の充実について

平成23年4月13日 教体第62号

県教育長から各教育事務所長

各市町村教育委員会教育長

各県立特別支援学校長

県立千葉中学校宛て依頼

このことについて、別添写しのとおり平成23年4月7日付け23ス参第2号にて文部科学省スポーツ・青少年局長参事官から依頼がありました。

ついては、武道の指導に関して、警察関係機関とも連携しながら充実を図るとともに、安全面に関しては、すでに発出している平成22年7月23日付け教体510号の通知を参考にして、貴管内の各市町村教育委員会に対して、引き続き適切に対応いただきますよう周知願います。

なお、貴管内の各市町村教育委員会に対しては、別途依頼したことを申し添えます。

（別添） 平成23年4月7日 23ス参体第2号

附属学校を置く各国立大学法人担当課長

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長 殿

各都道府県私立学校主管課長宛て依頼

文部科学省では、平成20年3月に中学校学習指導要領の改訂を行い、平成24年度から全面実施されることとなっており、新たに必修となる武道を安全かつ円滑に実施するため、指導者、施設及び用具等の条件整備を進めています。

特に、指導者については、その養成・確保が重要となっており、教員に対する研修の充実や、授業において外部指導者を活用することなどが有効であると考えております。その一つとして、武道の専門的な指導が可能な元警察官の方に、教員に対する実技研修会の講師や、授業における外部指導者として御協力いただく場合が考えられるところです。

このため、文部科学省においては、平成23年3月28日付けで警察庁に対して別紙のとおり、中学校における武道の指導の充実を図るため、各都道府県教育委員会又は各市区町村教育委員会から、各都道府県警察等に対して、武道の外部指導者の紹介について依頼があった場合には、退職警察官等の協力について配慮いただけるよう、関係機関に対し周知を依頼し、警察庁から平成23年4月6日付けで都道府県の警察をはじめ関係機関に対して周知した旨の連絡があったところです。

つきましては、各学校の設置者におかれては、武道の指導に関して、警察関係機関等とも連携しながら、充実を図るとともに、安全面に関しては、既に発出している平成22年7月14日付け22ス企体第7号の通知等を参考にして、設置する当該学校に対して、周知し、引き続き、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域

内の市区町村教育委員会，所管の学校に対しても周知されるよう併せてお願いします。

## 教育活動中における児童生徒の安全管理の徹底について

平成24年12月27日 教体第705号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

昨日，本県並びに他県高等学校ボート部による合同練習中に複数のボートが転覆するという事故が発生しました。

児童生徒の教育活動中の事故防止については，これまでも研修会や下記の通知等により，指導の徹底を求めてきたところですが，このたびの事故の発生にともない，改めて事故防止について全職員に周知するとともに，安全管理の徹底を図るよう 願います。

特に屋外での活動においては，気象条件等に十分留意し，児童生徒の安全確保に万全を期するよう願います。

また，平成20年7月（平成24年2月一部改訂）発行の「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を活用し，事故防止に努めるよう重ねて指導願います。

記

- 1 平成9年10月13日付け教体第356号  
「学校における運動部活動に伴う事故防止について」
- 2 平成18年3月3日付け教職第494号，教保第597号  
「学校管理下における事故防止の徹底について」
- 3 平成19年3月28日付け教職第585号，教保第649号  
「学校事故防止チェックシートの活用について」
- 4 平成22年6月23日付け教生第369号，教指第692号，教特第249号，教安第344号，  
教体第400号  
「学校における自然体験活動の安全な実施及び青少年教育施設における安全管理の徹底について」

## 学校施設・設備の安全管理の徹底について（通知）

平成25年5月29日 教安第254号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについては，「学校安全計画」及び「安全点検表」を作成し，学校施設・設備の定期点検を実施して，安全管理の徹底を図るよう通知してきたところです。

しかしながら，昨日，県内の県立高等学校において，地面に固定されていない移動可能なサッカーゴールが体育の授業中に倒れ，生徒が下敷きになるという大変痛ましい事故が発生しました。

ついては，下記により，二度とこのような事故が発生しないよう，学校施設・設備の総点検を実施し，事故防止に万全を期すよう願います。

記

- 1 平成22年3月発行の「安全管理の手引き（三訂版）」にある学校安全点検 表を活用し，速やかに緊急安全点検を実施するとともに，その後も定期的に点検を実施すること。
- 2 点検において，不具合が認められた場合は，ただちに使用を禁止するなどの対策を講じること。
- 3 移動可能な体育設備等については，使用時に必ず安全確認を実施すること。
- 4 緊急安全点検実施報告書を6月7日（金）までに，別紙により提出すること。

(別紙)

緊急安全点検実施報告書

学 校 名 県立 \_\_\_\_\_ 学校

(学校番号) \_\_\_\_\_

記載者 職・氏名 ( \_\_\_\_\_ )

1 実施日 平成25年 月 日 ( )

2 点検実施者 (職名・人数)

**サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について (通知)**

平成25年9月13日 教体第484号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
布施学校組合教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、平成25年9月4日付け事務連絡にて、文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ参事官より、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の近いを徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分留意いただきますようお願いいたします。

なお、別添写しのとおり、各市町村教育委員会教育長あてに送付しておりますことを申し添えます。

(別添)

平成25年9月4日 事務連絡

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国立私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課宛て通知

サッカーゴール等の転倒による事故防止については、当省では、「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)、「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月)、「学校における体育活動中の事故防止について」(平成24年7月)において事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、今年度、当省で把握できたものでも、体育活動、スポーツ活動中において、サッカーゴールのクロスバーに生徒がぶら下がり、ゴールが転倒したために生徒が死亡するなどの重大な事故が複数発生しております。

ついては、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底されますとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く)に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の市立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いはからい願います。

## 体罰禁止の徹底について（通知）

平成26年9月30日 教職第457号  
教指第1042号  
教体第585号  
県教育長から各教育事務所長  
各県立学校長  
各市町村教育委員会教育長宛て通知

県教育委員会では、体罰根絶に向けた取組みの一つとして、平成24年度から体罰に関する実態調査を実施しているところですが、平成25年度中に発生した体罰は同実態調査によって発覚した3件を含め16件で、平成24年度と比較すると、減少したものの、未だ体罰の根絶には至っていないことは遺憾なことです。

そこで、体罰根絶のために、教職員用のリーフレットを作成しましたので、下記により取り扱われるよう願います。

### 記

- リーフレットの配布について
  - リーフレット「体罰なんかいらない！」を増刷し、全教職員に配布する。
  - カラー印刷する等、各学校で対応を工夫して配布する他、校内研修において、リーフレットを参考にして、所属職員に「体罰根絶に向けたメッセージ」を書かせる等の活用を図り、実効性のある対応を行う。
- 「体罰根絶宣言」の周知徹底について  
平成25年3月12日付け教体839号で通知した「体罰根絶宣言」を、校内に掲示したり、体罰に係る校内研修の際に活用を図る等、宣言で終わる事のない、定期的かつ継続的な取組を行う。

## 体育活動中における紫外線対策について（依頼）

平成27年9月8日 教体第496号  
県教育長から各教育事務所長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、平成27年8月28日付け事務連絡にて、文部科学省スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付から別添写しのとおり依頼がありました。  
つきましては、貴管内市町村教育委員会への周知をお願いいたします。

（別添） 平成27年8月28日 事務連絡  
文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学担当課  
各国立私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課宛て通知

先般、環境省において、紫外線についての新しい科学的知見や関連情報を紹介した「紫外線環境保健マニュアル2015」が改訂されましたので情報提供いたします。

本マニュアルによると、紫外線は、カルシウム代謝に重要な役割を果たすビタミンDを皮膚で合成する手助けをします。しかし、紫外線の浴びすぎは、日焼け、しわ、シミ等の原因となるだけでなく、長年紫外線を浴び続けると、時には良性、悪性の腫瘍や白内障等を引き起こすなどが示されており、健康への影響も懸念されるところであります。また、最適な紫外線量には個人差がありますので正しい知識を持ち適切な指導を行うことが大切です。

学校における体育活動については、屋外で活動する場面も多く、紫外線の影響は地域や個人によって異なりますが、紫外線に関する最適な知見を踏まえた本マニュアルなどを参考にし、必要に応じて適切な対応がとれるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所管する学校設置会社が設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

## 組体操等の事故防止について（通知）

平成28年3月30日 教体第1088号

県教育長から県立千葉中学校長  
各県立高等学校長、各県立特別支援学校長  
各市町村教育委員会教育長  
千葉市教育委員会教育長宛て通知

貴職におかれましては、日頃より、学校体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところですが、今年度の県内公立学校では組体操実施中に多くのけがが発生しています。

組体操等については校長の責任の下、体育的行事の一環として教育的効果や伝統等を鑑み、各学校が総合的に判断し実施しているものと承知しています。しかし、実施にあたっては、児童生徒の安全が脅かされることがないように、十分な配慮が必要となります。

については、県内の事故発生状況並びに別添の平成28年3月25日付けスポーツ庁政策課学校体育室からの事務連絡（写し）の趣旨を踏まえるとともに、併せて下記について留意し、適切な判断の上、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

### 記

- 1 実施状況の把握
  - (1) 自校での過去の事故や危険な状況の検証
  - (2) 他校の情報収集
- 2 計画の見直し
  - (1) 児童生徒の発育発達段階や運動能力に応じた適切な演目選択
  - (2) 十分な練習期間の確保
  - (3) 生徒の実態に即した段階的な指導
- 3 事故防止対策の徹底
  - (1) 校内体制の整備並びに指導教員の研修
  - (2) 事故防止指導の徹底
  - (3) 演目の完成度を見極めた実施判断
- 4 事故発生時の対応
  - (1) 緊急時対応マニュアルに基づく適切な対応
  - (2) 事故原因の分析

(別添) 平成28年3月25日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国立大学法人担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第26条)。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育

的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところではありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたします。その際、別添1の参考資料(別添 略)も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料(別添 略)も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

#### 記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

### 体育用器具等の転倒防止について（通知）

平成28年5月12日 教体第168号  
県教育長から各教育事務所長  
各県立学校長  
各市町村教育委員会教育長宛て通知

日頃、学校安全計画に基づく定期的な安全点検等により、事故防止の徹底に努めていただいているところです。

しかしながら、過日、県立学校で地面に固定していない移動式ネットが強風により転倒し、近くにいた生徒を直撃し負傷する事故が発生しました。

ついては、下記の事項に留意し、安全管理の不徹底等による事故が発生しないよう指導願います。

#### 記

- 1 日頃から、体育授業、部活、行事等で、校庭、体育館等を使用する際には、それぞれの活動の前に、体育用器具等の転倒防止策がなされているか、点検を徹底すること。
- 2 強風時に移動式の体育用器具等を使用する場合には、活動前に転倒防止策がなされているか、必ず点検を行うこと。また、転倒の危険性があると認めた場合には使用を控えること。

3 児童生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を徹底すること。

## 落雷事故の防止について

成28年7月20日 教安第451号

学校危機管理監から各教育事務所長  
各教育機関の長宛て通知

このことについては、日頃から御留意いただいているところですが、このたび、平成28年7月15日付け28初健食第25号により、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から、別添写しのとおり事故防止に関する依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、常に気象情報を注視し、児童生徒等の安全確保等を図るよう御配慮願います。

なお、各教育事務所におかれましては、貴管内の市町村教育委員会に周知願います。

(別添) 平成28年7月15日 28初健食第25号

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会民生主管課長  
各都道府県私立学校主管課長、各国公私立大学担当課長  
各国立私立高等専門学校担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
大学を設置する核学校設置会社担当課長宛て通知

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中などの学校管理下において落雷事故が発生している状況(別紙 略)にあることから、学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省 平成25年3月改訂)等の資料を参照いただく他、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」及び雷発生の可能性や激しさについて、詳細な地域分布と1時間先まで10分毎の予報を確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が掲載されていますので、あわせて参考に御活用ください。

※気象庁ホームページ「雷ナウキャストとは」

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

## ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について(通知)

平成29年1月16日 教体第1024号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
布施学校組合教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、別添写しのとおり平成29年1月13日付け事務連絡で、スポーツ庁より通知がありました。

千葉県においても、平成25年度に県立学校で同様の事故が発生しており、県では、県立学校の安全点検を実施するとともに、平成28年4月14日付け教安第63号で「県立学校における安全管理の徹底について(通知)」及び平成28年5月12日付け教体第168号で「体育用器具等の転倒防止について(通知)」により、事故防止の徹底に努めていただいているところです。

ついては、改めて下記の事項に留意し、安全管理を徹底し事故が発生しないよう指導願います。

なお、貴管内の市町村教育委員会教育長に対しては、別添写しのとおり通知したことを申し添えます。



## 記

- 1 日頃から、体育授業、部活動、行事等で、校庭、体育館等を使用する際には、それぞれの活動の前に体育用器具等の転倒防止策がなされているか、点検を徹底すること。
- 2 児童生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を徹底すること。

(別添)

平成29年1月13日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国立私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課宛て通知

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールにぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のために配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

## 連休登山の事故防止について（通知）

平成29年4月26日 教体第128号

県教育長から県立学校長宛て通知

このことについて、平成29年4月18日付け29ス庁第74号で、スポーツ庁次長より別添写しのおり通知がありました。

大型連休前後の春山においても、天候に関する不適切は判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因する遭難事故が発生し、例年、死亡・行方不明者の比率も比較的高いことから、事故防止について万全の措置を講ずるよう、周知徹底をお願いします。

(別添)

平成29年4月18日 29ス庁第74号

スポーツ庁次長から各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長、各国立大学法人学長  
各公私立大学長、各公私立短期大学長  
各国立大学法人附属高等学校長  
各株式会社立高等学校長、各国公私立高等専門学校長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長宛て通知

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力を頂いているところですが、大型連休前後の春山においても、天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因する遭難事故が発生し、例年、死亡・行方不明者の比率も比較的高いことから、事故防止について万全の措置が必要です。

この時期、ふもとは初夏の装いでも、山では天候が急変すれば降雪や吹雪もあり、冬山に様変わりします。登山コースの周辺には雪が残っている場合もあり、雪崩にも注意が必要です。

近年、スキー場管理地以外の雪山において警告表示等に従わずスキーやスノーボードを行い、遭難するケースが多発しています。このようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様に十分な知識・技能・装備が求められるものであり、安易な行動は厳に慎む必要があります。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別添の参考資料を関係機関・団体及び関係者に周知の上密接な協力の下に、この趣旨を

登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配慮願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

### 運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について

平成29年12月22日 教体第987号

県教育長から各県立学校長、各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長宛て通知

このことについて、スポーツ庁政策課学校体育室より平成29年12月22日付け事務連絡で、別添写しのとおり送付されました。

千葉県においては、小学校体育科・中学校保健体育科教科主任等研修会や高等学校保健体育科教科主任研修会等、また、平成29年4月27日付け教体第131号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）」及び平成29年9月7日付け教体第596号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について（通知）」により、事故防止の徹底に努めていただいているところです。

つきましては、趣旨を十分踏まえ、運動部活動を含む学校における体育活動中の事故防止等について、改めて活動場所・整備等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底くださるようお願いいたします。

(別添) 平成29年12月22日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当課宛て通知

今般、群馬県内の高等学校において、運動部活動中にハンマー投げのハンマーが他の運動部の生徒に直撃し死亡する事故が発生しました。

各位におかれましては、運動部活動を含む学校における体育活動中の事故防止等について、改めて活動場所・設置等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底くださるようお願いいたします。

また、このことについて、所管及び域内の関係機関及び学校に対して周知くださるようお願いいたします。

### 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）

平成30年7月4日 教体第440号

県教育庁教育振興部体育課長から県立学校長宛て通知

このことについては、平成30年5月2日付け教体第140号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）」等により、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より御配慮をいただいているところですが、先日、県立高等学校において、体育活動中にサッカーゴールが強風により倒れ、生徒がけがをする事故が発生しました。

については、改めて下記の点に留意し、学校の体育活動中の事故防止について再度徹底するなど、適切な取組が行われるよう御対応願います。

なお、学校施設・設備の安全管理の徹底については、別途、学校安全保健課からも教安第432号で通知したところであり、あわせて対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 日頃から、体育の授業、運動部活動、行事等で、校庭、体育館等を使用する際には、それぞれの活動の前に体育用器具の転倒防止策等がなされているか、点検を徹底すること。
- 2 児童生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を徹底すること。

### 運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

平成30年7月23日 教体第503号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、平成30年7月20日付け30ス庁第262号でスポーツ庁次長から依頼がありました。

県では、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、6月に「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂しました。また、各校においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定するとともに、運動部活動の適切な運営を依頼したところです。

一方、近年の夏の暑さは身体に与える影響も大きく、学校の管理下の活動（特に夏季の運動部活動）における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。つきましては、本趣旨を十分踏まえ、別添資料（略）等を参考に、適切に対応願います。

（別添）

平成30年7月20日 30ス庁第262号  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属中学校、附属高等学校、附属中等教育学校  
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法入学長  
附属中学校、附属高等学校又は附属特別支援  
学校を置く各公立大学法人の理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長宛て通知

スポーツ庁では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに、都道府県においては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定すること等、本ガイドラインに則った取組を依頼したところです。

一方、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。

については、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、各都道府県においては、下記の点について、適切な対応をお願いします。

## 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）

平成30年11月13日 教体第911号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについては、平成29年12月22日付け教体第987号「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」、平成30年7月4日付け教体第440号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）」等により、体育活動中の事故防止等について、活動場所・設備等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底していただいているところですが、昨日、県内の県立高等学校において、体育活動中に生徒の投げた砲丸が他の生徒の頭部に当たるといった事故が発生しました。

については、下記の点に留意し、学校の体育活動中の事故防止について再度徹底願います。

記

- 1 運動部活動を含む体育活動中の事故防止について、校内で再度徹底するとともに、生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を行うこと。
- 2 特に、砲丸投げ等を行う際は、投げる前に前方の生徒に声をかけ、その生徒が注視していることを確認してから投げることを徹底するとともに、前方の生徒は、投げ終えるまで落下が想定される範囲に近づかないようにすること。

## 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について（依頼）

平成31年1月25日 教体第1124号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、平成31年1月11日付け30ス競ス第18号でスポーツ庁競技スポーツ課長、スポーツ庁政策課長及びスポーツ庁参事官から依頼がありました。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、貴校職員へ周知願います。

（別添）

平成31年1月11日 30ス競ス第18号  
スポーツ庁競技スポーツ課長  
スポーツ庁政策課長  
スポーツ庁参事官から  
各都道府県・指定都市教育委員会体育主管課長  
各都道府県・指定都市スポーツ主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各国公立大学担当課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
各国公立高等専門学校担当課長  
各スポーツ関係団体の長宛て通知

スポーツの実施にあたっては、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られることが重要です。

しかしながら、今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性費血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限りて使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されました。

鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、鉄が肝臓、心臓、すい臓、甲状腺、内分泌臓器及び中枢神経などに沈着し、機能障害を引き起こしたり、ヘモグロビンをつくる能力の低下を招いたりする恐れがありま

す。また、鉄剤の静脈内注射は経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限り使用されるべきものとされています。

したがって、鉄剤の静脈内注射が選手の健康を害する危険性を理解した上で、疲れやすく競技のパフォーマンスが低下しているなどの競技者からの訴え等に対して、指導者等は安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう促すことが必要です。

鉄欠乏性貧血は、食事において鉄分をはじめとする必要な栄養をしっかりとるとともに、休養やトレーニング強度・量に配慮することで予防することができます。特に成長期の競技者については、骨や筋肉の発育・発達のために鉄分が消費されることから、鉄欠乏状態になりやすいことに留意が必要です。

については、地方公共団体又は学校設置者におかれては所管又は所轄の学校及び関係機関等に対して、都道府県におかれては域内の市区町村に対して、このことについて周知くださるようお願いいたします。

また、スポーツ団体については、統括団体におかれては加盟団体に対して、中央競技団体におかれては年齢・学校種・地域等の別に応じて組織されている関係団体に対して、このことを通知の上、指導者等への周知啓発に御協力くださるようお願いいたします。

なお、本件に関して、公益社団法人日本医師会から各都道府県医師会に対して、別紙(略)のとおり周知がされています。

## 学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)

平成31年4月19日 教体第110号

県教育長から各教育事務所長

各市町村教育委員会教育長

各県立学校長宛て通知

このことについて、平成31年4月15日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり送付されました。

県でも、小学校体育科・中学校保健体育科教科主任等研修会、高等学校保健体育科教科主任等研修会を通して、「体育活動中の事故防止について」のお願いや、平成29年9月7日付け教体第596号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)」等により、事故防止に努めていただいているところです。

また、春季の運動会、体育祭等で実施される組体操については、「組体操等による事故の防止について」(参考 略)等を踏まえ、「体育的行事における事故防止事例集」(参考 略)も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できるか確認し、判断されますようお願いいたします。

つきましては、趣旨を十分踏まえ、適切に指導願います。

(別添) 平成31年4月15日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国公立大学法人担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた

地方公共団体の担当課宛て通知

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」(平成27年6月8日付け事務連絡)等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨年度においても学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、体罰はいかなる場合でも決して許されるものではなく、体罰根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の事務連絡に添付されている参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

また、春から夏にかけて実施される運動会、体育祭等における事故防止のために、児童・生徒の安全確保に向けた取組の徹底をお願いします。その際、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月)も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できることを確認するとともに、できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

## 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）

令和元年7月10日 教体第438号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和元年7月5日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり送付されました。

県でも、平成31年4月19日付け教体第110号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）」や、令和元年5月23日付け教体第227号「学校における体育・運動部活動における不適切な指導根絶に向けた取組について（通知）」を通知するとともに、各種会議において体育活動中の事故防止及び不適切な指導の根絶についてお願いしてきたところです。

また、平成30年7月23日付け教体第503号「運動部活動における熱中症事故の防止について（依頼）」において、生徒の安全確保に向けた取組を強化することを依頼しているところです。つきましては、趣旨を十分踏まえ、別添資料等（省略）を参考に、貴管下の学校に対して周知するとともに、適切な指導をお願いします。

（別添）

令和元年7月5日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
各国公立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課宛て通知

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところではありますが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を科すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合でも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等（省略）も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避

けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施するべき」であること、「俵積み等の平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようにお願いします。

また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症の事故防止についても、より一層留意した取組が必要になります。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症をよぼうしよう—知って防ごう熱中症—」(平成31年3月)、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月)等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

### 保健体育科における武道の安全管理の徹底について（通知）

令和2年4月9日 教体第52号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和2年3月31日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、武道の安全かつ円滑な実施に向けて、適切に指導願います。

(別添) 令和2年3月31日 事務連絡  
スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課宛て通知

令和元年9月2日付け事務連絡「保健体育科における武道の安全管理の徹底について（依頼）」で対応をお願いしていた、令和元年度の各中学校における武道の指導体制に関する取組状況について、別添（省略）のとおり、結果をとりまとめましたので御連絡します。

今後とも、保健体育科の授業における武道の安全かつ円滑な実施に向けて、指導体制の整備をはじめとする適切な対応をお願いします。

その際には、適宜、以下の資料（省略）を参考に御活用願います。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課におかれては所轄の私立学校に対して、各国公立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知いただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

### 遊泳中の事故防止に関する安全啓発について（通知）

令和2年7月20日 教体第329号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和2年7月16日付け事務連絡で、スポーツ庁健康スポーツ課から別添写し

のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、適切に指導願います。

(別添)

令和2年7月16日 事務連絡

スポーツ庁スポーツ課から  
各都道府県スポーツ担当課  
各都道府県教育委員会スポーツ担当課  
各指定都市教育委員会スポーツ担当課  
関係各国公私立大学担当課  
関係各国公私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課宛て通知

平素よりスポーツ庁の取組みに対しまして御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

水泳等の事故防止につきましては、「水泳等の事故防止について(通知)」(令和2年4月28日)のとおりに周知させていただいておりましたが、別紙(略)のとおりに海上保安庁より、遊泳中の事故防止に関する知識の習得を目的とした安全啓発動画を作成されたので、学校等に広く活用するよう依頼があったところです。

各学校等において水泳等の事故防止等に取り組む際に、当該動画を活用することで、より円滑な安全啓発の実施につながることを期待されます。

つきましては、これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課及び管内の市区町村及び市区町村教育委員会に周知していただくようお願いいたします。

(参考)政府インターネットテレビ「海のプロにきく”遊泳時4つの心得”」

## 金属製容器の使用法による食中毒の発生防止のための注意喚起について (通知)

令和2年7月20日 教体第330号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和2年7月16日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおりに通知がありましたので送付します。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、別添の内容について適切に指導願います。

(別添)

令和2年7月16日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課宛て通知

標記について、別添(略)のとおりに、厚生労働省より「金属製容器の使用法による食中毒の発生防止のための注意喚起について」事務連絡が発出されました。

ついては、夏期にスポーツ飲料等の摂取の機会が多くなると考えられることを踏まえ、必要に応じ、別添(略)の内容について児童生徒等に対し、注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、それぞれ域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、大学を設置する学校設置会社担当課におかれては、設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。



## 夏山登山の事故防止について(通知)

※スポーツ庁から毎年通知されるため、最新の通知文のみを掲載

令和5年7月13日 教保体第632号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立高等学校長  
各県立特別支援学校長

このことについて、令和5年7月10日付け5ス庁第729号でスポーツ庁次長から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえた適切な指導をお願いします。

(別添)

令和5年7月10日

5ス庁第729号

スポーツ庁次長から  
各都道府県知事、各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山登山の時期においても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多く、リスク管理の観点から事故防止を図るための万全の措置を行うことが必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登る山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙(略)参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係者の密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

また、今年度の参考資料には、登山計画サイト等のホームページのQRコードも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。)に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

## 学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)

令和2年9月25日 教体第499号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについては、平成30年11月13日付け教体第911号「学校における体育活動中(含

む運動部活動)の事故防止等について(通知)」,令和元年7月10日付け教体第438号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)」等により,全ての学校体育活動において,事故防止に万全を期し,生徒への注意喚起等の指導を徹底していただいているところですが,先日,県外の高等学校において,部活動中に生徒の投げたハンマーが他の部活動の生徒の頭部に当たるといふ事故が発生しました。

については,下記の点に留意し,運動部活動を含む学校の体育活動中の事故防止について再度徹底願います。

#### 記

- 1 運動部活動を含む体育活動中の事故防止について,校内で再度徹底するとともに,生徒に注意喚起し,危険予測についての指導を行うこと。
- 2 投てき種目等大きなけがの危険がある種目の練習には,顧問が立ち会うこと。
- 3 特に,投てき種目を行う際は,十分な場所を確保した上で,投げる前に周囲の生徒に声をかけ,その生徒が注視していることを確認してから投げることを徹底するとともに,周囲の生徒は,投げ終えるまで落下が想定される範囲に近づかないようにすること。

### 今年度の体育における学習活動の取扱いについて(通知)

令和2年10月9日 教体第546号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて,令和2年10月7日付け事務連絡で,スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。

つきましては,通知文の趣旨を十分踏まえ,適切に指導願います。

(別添)

令和2年10月7日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の担当課宛て通知

実技を伴う体育の授業の実施に当たっては,これまで様々な通知等で,その取扱いをお示してきたところです。今後の学習活動について別紙(略)のとおり考え方を整理しましたので,体育の授業で多様な学習活動を実施する際の参考としてください。

このことについて,都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては,それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して,都道府県の私立学校主管課におかれては,所轄の学校に対して,国公立大学法人の附属学校担当課におかれては,関係する附属学校に対して,構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては,所轄する学校設置会社が設置する学校に対して,周知くださるようお願いいたします。

### 学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)

令和2年11月27日 教体第651号

県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについては,令和元年7月10日付け教体第438号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)」,令和2年9月25日付け教体第499号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)」等により,全ての学校体育活動において,事故防止に万全を期し,生徒への注意喚起等の指導を徹底していただいているところですが,

県内の中学校において、陸上競技部の活動中に、生徒の投げた砲丸が走ってきた他の生徒の頭部に当たるといふ事故が発生しました。

本事案は、事情により砲丸投げの練習場所を変更する際に、短距離走のスタートダッシュの練習を行う走路の延長上に設定したため、砲丸が飛んでいる空間に生徒が走り込み、事故が発生したものです。安全面の配慮をしていれば十分に避けられる事故であり、このような事故が起きてしまったことは誠に残念でなりません。

ついては、下記の点に留意し、運動部活動を含む学校の体育活動中の事故防止について再度徹底願います。

#### 記

- 1 運動部活動を含む体育活動中の事故防止について、校内で再度徹底するとともに、生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を行うこと。
- 2 投てき種目等大きなけがの危険がある種目の練習には、顧問が立ち会うこと。
- 3 特に、投てき種目を行う際は、十分な場所を確保し、必要に応じてコーンなどで場所を区切った上で、投げる前に周囲の生徒に声をかけ、その生徒が注視していることを確認してから投げること。周囲の生徒は、投げ終えるまで落下が想定される範囲に近づかないこと。

### 冬山登山の事故防止について(通知)

※スポーツ庁から毎年通知されるため、最新の通知文のみを掲載

令和5年12月7日 教保体第1202号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長  
千葉県山岳連盟会長宛て通知

このことについて、令和5年12月4日付け5ス庁第1558号でスポーツ庁次長から別添写しのおり通知がありましたので送付します。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、別添の内容について適切に指導願います。

(別添) 令和5年12月4日 5ス庁第1558号  
スポーツ庁次長から  
各都道府県知事、各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各国公立大学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
各国公立高等専門学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
公益社団法人日本山岳・  
スポーツクライミング協会会長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山における遭難事故は依然として多く発生しております。さらに、登山する山が火山の場合には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所がありますので、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事件事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会(登山部顧問等安全登山講習会)や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めておりますが、貴職におかれども、別紙1(略)「冬山登山の警告」及び別紙2(略)「冬山登山の事故防止について」(平成29年12月1日付け通知)を関係機関・団体及び関係者に周知されるとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)及び高等専門学校第1学年から第

3学年までに属する生徒(以下「高校生等」という。)の冬山登山については、別紙2(略)のとおり、原則として行わないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、引き続き適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。)並びに域内の指定都市を除く市区町村に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知をお願いします。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知されるとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力をお願いします。

## 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について(通知)

※スポーツ庁から毎年通知されるため、最新の通知文のみを掲載

令和4年2月28日 教体第954号

県教育長から各教育事務所長

各市町村教育委員会教育長

各県立学校長宛て通知

このことについて、令和4年2月24日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり送付されました。

つきましては、趣旨を十分踏まえ、改めて下記の点に留意し、その徹底に向けた取組を点検・確認し、適切な対応をお願いします。

### 記

- 1 体育活動における準備運動の徹底について
- 2 授業等において使用する用具の安全確保について
- 3 運動会、体育祭等で実施される組体操について
- 4 体罰やハラスメントの根絶について

(別添)

令和4年2月24日 事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国立大学法人担当課

各国公私立高等専門学校担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた

各地方公共団体の学校設置会社担当課宛て通知

学校における体育活動の実施に当たっては、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、年間の指導計画の作成に際しても、体育の授業、体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要があります。

については、各学校において、別添(略)に掲げた参考資料等も活用しながら、学校体育における事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶のための取組について再度確認を行うとともに、その取組の確実かつ適切な実施が図られるよう、教育委員会等において必要な対応をお願いします。併せて、教育委員会等においては、下記の事項について、各学校において適切な取組が行われるようお取り計らい願います。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公私立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第1

2条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知徹底をお願いします。併せて、各学校において、この文書を配付したり、校務支援システムを活用した情報共有を行うなど、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について、教職員を含む学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知徹底が図られるよう、教育委員会等においてお取り計らい願います。

## 記

### 1 体育活動における準備運動の徹底について

新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の運動不足や体力低下が懸念されることから、体育活動の前に準備運動を入念に行うことにより、怪我や事故の発生を未然に防ぐようお願いします。また、運動時は十分な呼吸ができなくなるリスク等を考慮し、十分な感染対策を講じた上で、マスクの着用は必要ありません。

### 2 授業等において使用する用具の安全確保について

授業等において使用する用具については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努めていただいているところですが、破損状態にあるものだけでなく、老朽化して安全に使用できない恐れのある用具については使用しないなど、適切に対処するとともに、正しい方法での用具の使用を徹底することにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いします。

また、体育活動を効果的に実施するため、教師が様々な工夫をしながら多様な自作の用具を使用することは、大変意義のある取組ですが、その作成や使用に当たっては、安全性を十分に考慮するとともに、初めて使用する自作用具の場合は、その使用前に、複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

### 3 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操については、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動であることから、地域における感染状況踏まえ、安全な実施が困難である場合には、組体操の実施を厳に控えるようお願いします。

併せて、組体操における安全性の確保については、これまでも依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、組体操の実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等において安全対策の内容を把握するとともに、その妥当性や確実な実施の可能性について責任を持って確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

### 4 体罰やハラスメントの根絶について

今年度において部活動等での体罰が発生しており、体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。

## 小学校体育授業における肌着の取扱いについて

令和3年3月22日 教体第931号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和3年3月18日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。  
つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、適切に指導願います。

(別添)

令和3年3月18日 事務連絡  
スポーツ庁政策課学校体育室から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課宛て通知

小学校の体育授業において、体操服の下に肌着の着用を禁じている学校があると承知しておりますが、このような取扱いについては、長年の慣習にとられることなく、社会通念に照らして必要かつ合理的なものとするべきであり、児童の心情や保護者の意見を尊重した上で、各学校において決定すべきものであると考えます。

については、小学校においては、体育授業における肌着の取扱いに関し、社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか、児童の心情や保護者の意見を尊重したものとなっているかなどの点検を行い、適切でないとは判断するときは必要な見直しを行うようお願いいたします。都道府県及び市町村教育委員会においては、小学校が適切な対応をするよう必要な指導助言をお願いいたします。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の小学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の小学校に対して、国立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属小学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する小学校に対して、周知徹底をお願いいたします。

### 学校の水泳授業における感染症対策について（通知）

令和3年4月12日 教体第55号  
県教育長から各教育事務所長  
各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長宛て通知

このことについて、令和3年4月9日付け事務連絡で、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり通知がありましたので送付します。  
つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、適切に指導願います。

(別添)

令和3年4月9日 事務連絡  
スポーツ庁政策課学校体育室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要が

あります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」（略）も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

#### 記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。  
屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。  
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
3. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

### 水泳等の事故防止について（通知）

※スポーツ庁から毎年通知されるため、最新の通知文のみを掲載

令和5年5月1日 教保体第226号

県教育長から各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長

各県立学校長、各市立高等学校長

千葉県高等学校体育連盟会長、千葉県小中学校体育連盟会長

千葉県水泳連盟会長・千葉県特別支援学校体育連盟会長

千葉県国際総合水泳場指定管理者

## 県土整備部公園緑地課長宛て通知

このことについて、令和5年4月27日付け5ス庁第215号で、スポーツ庁から別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

つきましては、通知文の趣旨を十分踏まえ、適切に指導願います。

(別添)

令和5年4月27日 5ス庁第215号

スポーツ庁次長から各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事  
各指定都市市長、附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国民私立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当課

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております(別添1、2参照)。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)(別添3)を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

## 記

### 1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排(環)水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排(環)水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

**【参考】**スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携[2018年改訂版]」

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/suiei2018/suiei2018\\_0.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf)

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching\\_material/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/)

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

### 2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講



ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

## 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について（通知）

令和3年10月18日 教体第628号

各県立学校長宛て通知

このことについて、先日、県内の高等学校において、体育行事中にグラウンドでクラス対抗のリレーを行っていたところ、リレーを走っていた生徒が転倒してトラックのすぐ内側の側溝のコンクリート製のふたに頭部を打ち付け、頭部にけがをするという事故が発生しました。

については、下記1～3の点に留意し、運動部活動を含む学校の体育活動中の事故防止について再度徹底するとともに、下記4によりトラック内側の側溝の有無について報告してください。

記

- 1 運動部活動を含む体育活動中の事故防止について、校内で再度徹底するとともに、生徒に注意喚起し、危険予測についての指導を行うこと。
- 2 大きなけがの危険がある種目の練習には、顧問等が立ち会うこと。
- 3 特に、体育活動中に生徒が転倒したりしてぶつかる可能性がある活動場所の周囲の状況について点検し、安全措置を講じること。安全措置を講じることが難しい場合には活動場所の変更や活動方法の工夫などの対策を検討し、想定できる範囲内で安全が確保された状況で活動すること。
- 4 別紙様式(略)により、令和3年10月22日(金)までに報告すること。

## 新体力テストにおける熱中症の防止について

令和4年6月20日事務連絡

保健体育課から各県立学校副校長・教頭

各市町村教育委員会保健体育担当者宛て通知

本日、県内の小学校において、新体力テスト（シャトルラン）実施後に、熱中症の疑いで児童12名が救急搬送されるという事案が発生しました。

については、再度下記の事項に留意し、引き続き熱中症防止等の徹底を図るようお願いします。

記

- 1 実施する時期、時間に留意すること。特に、熱中症情報（WBGT近似値）を把握し「厳重警戒」「危険」が出ている場合は、実施しないこと。
- 2 児童生徒の体力等の状況に合わせて、無理なく実施すること。シャトルランについては、最大回数（小学校男子81回、女子65回、中学校・高等学校男子126回、女子89回）以上の実施はしないこと。
- 3 日陰等を利用した休憩や水分補給等、適切な熱中症予防を講じること。屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。

## 体育活動及び運動部活動中における重大事故防止について（通知）

令和4年7月7日教保体第530号

県教育長から各県立学校長

各教育事務所長

市町村教育委員会教育長宛て通知

日頃から体育活動及び運動部活動中の事故防止については、御配慮をいただき、御礼申し上げます。

さて、過日、学校外での部活動（大会参加中）において、生徒が心肺停止状態となる重大事故が発生しました。

しかし、周囲にいた競技役員（他校職員）をはじめ、当該校顧問や医療関係者の尽力により、迅速かつ適切な心肺蘇生が実施され、尊い命を救うことができました。

については、再度下記の事項に留意され、引き続き事故防止等の徹底を図るとともに、事故発生時においては、迅速かつ適切な措置を講じていただくよう貴管下各校に指導をお願いします。

記

- 1 日頃から生徒への十分な健康観察を実施し、健康状態（既往症等）を把握しておくこと。
- 2 事故発生時の迅速な救護活動等の対応を理解し、校外での活動時は、保護者の了解を得た上で、自宅以外の携帯電話等の緊急連絡先を、引率職員が把握できるようにしていること。なお、緊急連絡先等の個人情報を校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得ること。
- 3 熱中症アラート発表時等の対応を定め、無理のない指導計画のもと、体育活動を実施すること。
- 4 AEDについて、設置場所の確認をするとともに使用方法を理解し、動作確認を実施すること。
- 5 その他、危機管理マニュアルや学校体育要覧「体育活動中の事故防止について」等を把握し、緊急時に実践できるようにしておくこと。

## 県立学校体育施設開放事業における開放校拡充について（依頼）

令和4年9月1日教保体第738号

県教育長から各県立学校長

このことについて、令和4年8月22日付け生ス第394号で、環境生活部スポーツ・文化局長から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、従前どおり、教育活動に支障のない範囲で体育施設開放について検討していただくようお願いいたします。

なお、体育施設開放事業は、生涯スポーツ振興課で取り扱うこととなっています。

（別添）

令和4年8月22日生ス第394号

環境生活部スポーツ・文化局長から

県教育長宛て依頼

今年度より、県立学校体育施設開放事業は、当局生涯スポーツ振興課が担当し、事業を進めているところです。

今年3月に「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ環境の整備・充実の施策として設備の整備と有効活用を掲げました。その中で、県民の生涯スポーツの推進、県内スポーツの振興・普及を図るため、県立学校の施設を開放し県民に広くスポーツする機会と場所を提供することとしています。

県立学校体育施設開放については、利用希望が多く寄せられているため、今年度の開放校の継続と、新規の開放校の拡充を目指しています。

つきましては、各県立学校に教育活動に支障のない範囲で、体育施設開放について検討していただくよう周知願います。

## 学校に設置している教材教具等の落下事故防止について（通知）

令和4年9月15日教施第310号

教児安第469号

教保体第797号  
企画管理部教育施設課長  
教育振興部児童生徒安全課長  
教育振興部保健体育課長から  
各県立学校宛て通知

過日、県立高等学校において、増設したバスケットゴールが、生徒の活動中に支柱ごと落下する事故が発生しました。幸い落下地点に生徒等がいなかったことから生命に関わる重大な事故にはつながりませんでした。同様の事故を未然に防ぐ対策が必要です。

については、経年劣化や不十分な施工などにより、転倒や脱落する可能性がある類似の教材教具等について、下記のとおり安全点検を行うとともに、必要に応じて適切な措置を講じるようお願いします。

#### 記

- 1 施設建築後に増設等により後付けした類似の教材や教具について、安全点検を行うとともに、安全点検表等に位置付け、定期的な点検を実施すること。
- 2 目視等による点検では安全性の判断が困難で専門的な点検も行われていない箇所などについて、使用状況並びに、通常の使い方に加え、児童生徒等の目線で多様な行動等も考慮して安全点検を行うこと。
- 3 必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止、撤去等の適切な措置を講じること。

### 校庭等における危険物の確認・除去等について

※秋にも同内容のものを通知

令和5年5月17日 教保体第307号  
教育長から各県立学校長  
各教育事務所長  
市町村教育委員会教育長宛て通知

このことについて、文部科学省総合教育政策局から令和5年5月12日付けで、別添のとおり事務連絡がありました。

各校においては日頃より安全点検が行われているところですが、再度「学校安全の手引き」に留意し、事故の未然防止に努めるようお願いします。

(別添)

令和5年5月12日 事務連絡  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課から  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 宛て通知

このたび、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。

文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

については、各学校において校舎等の外も含めた安全点検が確実になされるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

#### 記

- 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）(P.117)

**野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について（通知）**

令和5年6月12日 教保体第448号  
教育長から各県立学校長  
各教育事務所長  
市町村教育委員会教育長宛て通知

このことについて、令和5年5月30日付け事務連絡で、スポーツ庁地域スポーツ課から別添のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、通知の趣旨を十分に踏まえ、適切にご指導願います。

また、令和4年9月15日付け、教施第310号、教児安第469号、教保体第797号「学校に設置している教材教具等の落下事故防止について」（通知）において、教材教具の安全点検と使用方法の注意等の徹底についてお願いしたところではありますが、今後、教育活動が通常に戻り、より活発な活動が予想されることから、一層の徹底を図り、児童生徒の安全を確保した上で、充実した活動が営まれるようお願いいたします。

（別添） 令和5年5月30日 事務連絡

スポーツ庁地域スポーツ課から各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事  
各指定都市市長、附属学校を置く各国立大学法人学長  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当課

学校における事故防止については、文部科学省及び当庁では、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、「生きる力」をはぐくむ学校での「安全教育」（平成31年3月）、「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和5年2月13日）において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところ です。

しかし、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

ついては、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、施設設備等の点検や事故防止のための適切な措置をとっていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村 教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の 学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、周知するようお願いいたします。